

令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項
について

このことについて、令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び
基本事項を定めたいので、別紙案を添えて請議します。

令和4年8月4日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜を実施するに当
たって、入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定める必要があるからである。

令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の 基本方針及び基本事項（案）

第1 基本方針

- 1 中学校教育の発展と充実に資するようにする。
- 2 高等学校教育を受けるに足る能力・適性を合理的に判定できるようにする。
- 3 定時制課程及び通信制課程においては、その実態に即し、簡素でしかも適正な方法によって選抜するようにする。

第2 基本事項

1 全日制課程 推薦選抜

全日制課程の全ての高等学校・学科において、一般選抜に先立ち、推薦選抜を実施する。

(1) 出願

ア 推薦選抜に出願することのできる者は、次の(ア)から(ウ)までの条件を満たし、中学校長（義務教育学校及び中等教育学校の校長を含む。以下同じ。）の推薦を得た者とする。

(ア) 令和5年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者（以下「中学校卒業見込者」という。）

(イ) 普通科においては、当該学科を志望する意志が強く、動機・理由が明白・適切であること。

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、音楽、美術、外国語及び国際関係に関する学科（以下「専門学科」という。）並びに総合学科においては、当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であり、当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

(ウ) 人物及び学習成績が優れていること。

イ 通学区域については、普通科は尾張・三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区とし、入学志願者は1校1学科に限り出願することができる。

(2) 面接

入学志願者全員に対し、面接を行う。

(3) 特別検査

デザイン科（名古屋市立工芸高等学校のみ）、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、面接のほかに特別検査を行

う。

また、国際英語科、国際教養科及び国際探究科への入学を志願する者に対しては、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、特別検査を行うことができる。

(4) 入学者の選抜及び合格者の決定等

高等学校長は、次のとおり合格者を決定する。

ア 普通科における合否の判定は、中学校長から提出された推薦書、調査書、その他必要な書類の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。

㊦ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者

㊧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

㊨ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

なお、選抜基準㊨に基づく選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

合格者数については、選抜基準㊦、㊧及び㊨に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の10%程度から15%程度とする。ただし、全日制単位制高等学校においては、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

なお、選抜基準㊨に該当する合格者数は、選抜基準㊦及び㊧に該当する合格者数の合計の50%以下とし、選抜基準㊧に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

イ 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、外国語及び国際関係に関する学科並びに総合学科における合否の判定は、中学校長から提出された推薦書、調査書、その他必要な書類の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。

なお、特別検査を実施する学科にあっては、その結果も資料に加える。

㊩ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにお

いて優れた能力・適性及び実績等を有する者

㉑ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

㉒ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

㉓ 将来、農業又は水産業に関する職業に就く、若しくはその後継者となる意志を有する者（農業又は水産に関する学科の志願者のみ）

なお、選抜基準㉑に基づく選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

合格者数については、選抜基準㉑、㉒、㉓及び㉔に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。ただし、選抜基準㉑に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

ウ 音楽及び美術に関する学科における合否の判定は、中学校長から提出された推薦書、調査書、その他必要な書類の内容、面接及び特別検査等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。

㉕ 人物が優れており、当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者

㉖ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

なお、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

合格者数については、選抜基準㉕及び㉖に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。ただし、選抜基準㉕に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

エ 推薦選抜の合格者は、一般選抜に出願することはできない。

2 全日制課程 特色選抜

全日制課程の一部の高等学校・学科において、一般選抜に先立ち、特色選抜を実施する。

(1) 出願

ア 特色選抜に出願することのできる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、かつ、(エ)から(カ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中学校卒業生」という。）

(イ) 中学校卒業見込者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(エ) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護及び福祉に関する学科については、当該高等学校・学科の特色ある教育内容を理解し、その教育内容に関連する明確な進路目標と当該高等学校・学科で学習する強い意欲を有する者

(オ) 理数、体育、外国語及び国際関係に関する学科、総合学科並びにコースを設置する若しくは特色ある教育課程を有する普通科については、自然科学、人文・社会科学、スポーツなど特定の分野（コースの教育内容に関連する分野を含む。）において優れた能力と顕著な実績を有する者

(カ) 地域に根ざし、地域貢献を特色とする高等学校については、当該高等学校で学習する強い意欲と地域社会に貢献する意志を有する者

イ 通学区については、普通科は尾張・三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区とし、入学志願者は1校1学科に限り出願することができる。

(2) 入学検査

ア 入学志願者全員に対し、面接を行う。

イ アのほか、作文、基礎学力検査、プレゼンテーション及び特別検査のうち、高等学校長の定めるいずれか一つを行う。

ウ 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、検査時間は45分とする。ただし、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

(3) 入学者の選抜及び合格者の決定等

ア 入学者の選抜は、調査書等提出された書類の内容及び面接等の入学検査の結果を資料として行う。

イ 合否の判定に際して、高等学校長は、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かについて十分考慮しつつ、特色選抜の趣旨を踏まえて総合的に判断し、合格者を決定する。

ウ 特色選抜の合格者は、一般選抜に出願することはできない。

3 全日制課程 一般選抜

(1) 出願

ア 一般選抜に出願することのできる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 中学校卒業者

(イ) 中学校卒業見込者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

イ 通学区域並びに群及びグループについては、次のとおりとする。

(ア) 普通科は、尾張・三河の2学区とする。尾張学区は、学区内の全ての高等学校を第1群・第2群の二つの群に分け、第1群・第2群の双方に属する1・2群共通校を設ける。三河学区は、学区内の全ての高等学校を三河群とする。

また、尾張学区、三河学区ともに、各群を更にA・B二つのグループに分ける。

(イ) 専門学科及び総合学科は、全県1学区とし、県内の全ての高等学校をA・B二つのグループに分ける。

(ウ) 入学志願者は、A・Bグループのいずれか一方、又は双方の高等学校へ出願することができる。ただし、異なった群に属する普通科の2校へは出願することができない。

(エ) 入学志願者は、第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り、志願変更することができる。ただし、普通科間の志願変更においては、同一群内に限り認める。

また、志願変更を行う場合は、志望順位の変更を認める。ただし、志望順位のみの変更はできない。

(2) 学力検査

ア 入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

イ 出題教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。ただし、外国語（英語）は、聞き取り検査を含む。

ウ 中学校学習指導要領における各教科の目標に即し、基礎的・基本的な事項について出題する。その際、思考力、判断力、表現力等を適切に測ることができるよう配慮する。

エ 実施期日は、A・Bグループとも同じとする。

オ 検査時間は、国語、社会、数学及び理科はそれぞれ45分、外国語（英語）の聞き取り検査は10分程度、筆記検査は40分とする。

カ 配点は、各教科22点とし、合計110点とする。

(3) 面接

ア 高等学校長は、愛知県教育委員会に届け出て、面接を行うことができる。

イ 実施期日は、A・Bグループ別とする。

(4) 特別検査

デザイン科（名古屋市立工芸高等学校のみ）、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、学力検査及び面接のほかに特別検査を行う。

(5) 校内順位及び合格者の決定

ア 校内順位の決定

高等学校長は、次の方法により、一般選抜における校内順位を決定する。

(ア) 評定得点及び学力検査合計得点を、次のとおりとする。

a 評定得点は、調査書の「学習の記録」の評定合計（最高45）を2倍した数値とし、その最高を90点とする。ただし、スポーツ科学科、音楽科、美術科、国際英語科、国際教養科及び国際探究科については、次のとおり傾斜配点を行う。

スポーツ科学科については保健体育の評定を1.5倍、音楽科については音楽の評定を1.5倍、美術科については美術の評定を1.5倍、国際英語科、国際教養科及び国際探究科については外国語の評定を1.5倍する。

b 学力検査合計得点は、学力検査を実施する5教科の得点（各教科の配点22点）の合計点とし、その最高を110点とする。ただし、国際英語科、国際教養科及び国際探究科並びに全日制単位制高等学校については、次のとおり傾斜配点を行う。

国際英語科、国際教養科及び国際探究科については、外国語（英語）の配点及び得点を1.2倍する。また、全日制単位制高等学校については、5教科のうち得点の高い3教科の配点及び得点を2倍した上で、傾斜配点を行った3教科の得点と傾斜配点を行わなかった他の2教科の得点の合計（最高176点）を、最高110点に換算する。

(イ) 校内順位の決定は、次の資料により、総合的に行う。その際、次の

a から d までのうち、特に a の調査書の記載事項を十分に尊重する。

a 調査書の記載事項

b 学力検査の成績

c 面接等の結果（実施する高等学校のみ）

d 特別検査の結果（実施する学科のみ）、自己申告書（提出者のみ）、その他提出書類の記載内容

ただし、校内順位の決定に際しては、各高等学校があらかじめ選択した次のⅠからⅤまでのいずれかの方式によって得られた数値を基礎資料とした上で、これと上記の資料により、総合的に行う。

Ⅰ （評定得点）＋（学力検査合計得点）

Ⅱ {（評定得点）×1.5}＋（学力検査合計得点）

Ⅲ （評定得点）＋{（学力検査合計得点）×1.5}

Ⅳ {（評定得点）×2}＋（学力検査合計得点）

Ⅴ （評定得点）＋{（学力検査合計得点）×2}

イ 合格者の決定

(ア) 愛知県教育委員会は、各高等学校において決定した校内順位に基づき、合格候補者を次のように決定する。

受検者の校内順位が、第1志望校、第2志望校とも一般選抜の募集人員内にあるときは、第1志望校の合格候補者とする。これに伴い、第2志望校においては、第1志望校の合格候補者となった受検者に相当する数を、当該校を志望校とした受検者の中から繰り上げて合格候補者とする。

(イ) 高等学校長は、愛知県教育委員会が作成・配付した合格候補者等名簿を基に、合格者を決定する。

(6) 合格者の発表

合格者は、A・Bグループとも同一期日に発表する。

4 その他の特別な選抜

(1) 海外帰国生徒にかかる入学者選抜

ア 愛知県立昭和高等学校普通科、愛知県立中村高等学校普通科、愛知県立豊田西高等学校普通科、愛知県立岡崎西高等学校普通科、愛知県立豊橋東高等学校普通科、名古屋市立名東高等学校国際英語科、愛知県立千種高等学校国際教養科及び愛知県立刈谷北高等学校国際探究科において、募集人員の一部を定員として、海外帰国生徒にかかる入学者選抜（以下「海外帰国生徒選抜」という。）を実施する。

定員は、普通科は当該高等学校・学科の募集人員の10%程度まで、専門学科は当該高等学校・学科の募集人員の30%程度までとする。

イ 出願

(ア) 海外帰国生徒選抜に出願することのできる者は、一般選抜の出願資

格を有し、かつ、次の a から c までの全てに該当する者とする。

a 原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していた者

b a の在住期間中、学校教育法施行規則第95条第1号又は第2号に規定する学校教育を修めた者

c 令和3年3月1日以後に海外から帰国した者

(イ) 通学区域については、普通科は尾張・三河の2学区、専門学科は全県1学区とし、入学志願者は1校1学科に限り出願することができる。

(ウ) 海外帰国生徒選抜に出願する高等学校・学科を第1志望として、一般選抜にも出願するものとする。

ウ 学力検査

入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

なお、学力検査の出題教科及び問題等は、一般選抜と同じとする。

エ 面接

入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、海外帰国生徒選抜の面接は、一般選抜の受検者とは別に行う。

ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

オ 入学者の選抜及び合格者の決定

(ア) 入学者の選抜は、調査書等提出された書類の内容並びに学力検査のうち国語、数学及び外国語（英語）の成績並びに面接等の結果を資料として行う。

(イ) 合否の判定に際して、高等学校長は、海外帰国生徒の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

カ 合格者の発表

合格者は、一般選抜と同一期日に発表する。

(2) 外国人生徒等にかかる入学者選抜

ア 愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立東浦高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科、愛知県立安城南高等学校普通科、愛知県立御津あおば高等学校普通科、愛知県立豊田工科高等学校工業科、愛知県立豊川工科高等学校工業科、愛知県立中川青和高等学校キャリアビジネス科、愛知県立岩倉総合高等学校総合学科、愛知県立知立高等学校総合学科及び愛知県立豊橋西高等学校総合学科において、一般選抜に先立ち、募集人員の一部を定員として、外国人生徒等にかかる入学者選抜（以下「外国人生徒等選抜」という。）を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の5%程度までとする。

イ 出願

(ア) 外国人生徒等選抜に出願することのできる者は、一般選抜の出願資格を有し、かつ、次のa及びbのいずれにも該当する者とする。

a 外国籍を有する者、又は保護者が外国籍を有する者など特別な事情があると認められる者

b 小学校第4学年以上の学年に編入学した者、若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者、又は入国後の在日期間が6年以内の者

(イ) 通学区域については、普通科は尾張・三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区とし、入学志願者は1校1学科に限り出願することができる。

ウ 学力検査

(ア) 入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

(イ) 国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、検査時間は45分とする。

なお、問題の漢字にはルビを付し、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

エ 面接

入学志願者全員に対し、個人面接を行う。

オ 入学者の選抜及び合格者の決定等

(ア) 入学者の選抜は、調査書等提出された書類の内容、学力検査の成績及び面接等の結果を資料として行う。

(イ) 合否の判定に際して、高等学校長は、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

(ウ) 外国人生徒等選抜の合格者は、一般選抜に出願することはできない。

(3) 全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜

ア 愛知県立守山高等学校普通科、愛知県立幸田高等学校普通科、愛知県立御津あおば高等学校普通科及び愛知県立中川青和高等学校キャリアビジネス科において、一般選抜に先立ち、募集人員の一部を定員として、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜（以下「全日制単位制選抜」という。）を実施する。

定員は、当該高等学校・学科の募集人員の5%程度までとする。

イ 出願

(ア) 全日制単位制選抜に出願することのできる者は、一般選抜の出願資

格を有し、かつ、中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の者とする。ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けたりした日数を含めることができる。

- (イ) 通学区域については、普通科は尾張・三河の2学区、キャリアビジネス科は全県1学区とし、入学志願者は1校1学科に限り出願することができる。

ウ 学力検査

(ア) 入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

- (イ) 国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、検査時間は45分とする。ただし、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。

エ 面接

入学志願者全員に対し、個人面接を行う。

オ 入学者の選抜及び合格者の決定等

(ア) 入学者の選抜は、調査書等提出された書類の内容、学力検査の成績及び面接等の結果を資料として行う。

- (イ) 合否の判定に際して、高等学校長は、受検者の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

(ウ) 全日制単位制選抜の合格者は、一般選抜に出願することはできない。

(4) 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜

ア 愛知県立福江高等学校普通科、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎人と自然科、愛知県立田口高等学校普通科及び林業科において、一般選抜に先立ち、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を実施する。

イ 出願

連携型選抜に出願することのできる者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 愛知県立福江高等学校普通科においては、田原市立福江中学校に在籍し、令和5年3月に当該中学校を卒業見込みの者

(イ) 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎人と自然科においては、新城市立作手中学校に在籍し、令和5年3月に当該中学校を卒業見込みの者

(ウ) 愛知県立田口高等学校普通科及び林業科においては、設楽町立設楽

中学校、設楽町立津具中学校、東栄町立東栄中学校、豊根村立豊根中学校のいずれかに在籍し、令和5年3月に当該中学校を卒業見込みの者

ウ 面接等

入学志願者全員に対し、面接及び「中高連携のもとに行われる学習のまとめ」の発表を行う。

エ 入学者の選抜及び合格者の決定

(ア) 入学者の選抜は、提出された書類の内容及び面接等の結果を資料として行う。

(イ) 合否の判定に際して、高等学校長は、連携型中高一貫教育の趣旨を踏まえて総合的に判断し、合格者を決定する。

(ウ) 連携型選抜の合格者は、推薦選抜、特色選抜、一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び全日制単位制選抜に出願することはできない。

5 定時制課程

定時制課程の全ての高等学校・学科において、入学者選抜を前期選抜及び後期選抜の2回に分けて実施する。

(1) 出願

ア 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。

イ 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、定時制課程において1回に限り志願変更することができる。

(2) 入学検査

ア 前期選抜及び後期選抜の入学志願者全員に対し、作文及び面接を行う。ただし、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて基礎学力検査を実施し、その成績を合否判定の資料に加えることができる。

イ 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、検査時間は45分とする。

ウ 作文の配点は20点とする。基礎学力検査を実施する場合、その配点は30点とする。

(3) 入学者の選抜及び合格者の決定等

ア 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、次の資料により行う。その際、次の(ア)から(オ)までのうち、特に(ア)の調査書の

記載事項を十分に尊重する。

(ア) 調査書の記載事項

(イ) 作文の結果

(ウ) 面接等の結果

(エ) 基礎学力検査の成績（実施する高等学校のみ）

(オ) 自己申告書の記載内容（提出者のみ）

イ 合否の判定に際して、高等学校長は、総合的に判断し、合格者を決定する。

ウ 前期選抜の合格者は、定時制課程後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。

6 通信制課程

通信制課程の全ての高等学校・学科において、入学者選抜を前期選抜及び後期選抜の2回に分けて実施する。

(1) 出願

入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。

(2) 入学者の選抜及び合格者の決定等

ア 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、調査書、自己申告書（提出者のみ）等の審査により行い、高等学校長が合格者を決定する。

イ 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、作文及び面接又はそのいずれかを行うことができる。

ウ 前期選抜の合格者は、定時制課程前期選抜・後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。